

令和5年度(令和4年分)給与支払報告書の提出について

日頃から焼津市の行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。
さて、給与支払報告書の提出につきまして、以下のとおりご案内します。

1 提出期限・対象者等について

提出期限は、令和5年1月31日(火)です。

➤ 書面により提出する場合は、令和5年1月20日(金)までの提出にご協力をお願いします(窓口持参によらず、郵送での提出にご協力ください)。

- ◎ 提出先は、令和5年1月1日現在の住所地の市区町村です。
 - 次年度以降、総括表の送付が必要ない場合は、その旨お知らせください。
- ◎ 提出の対象者は、令和4年中に給与等を支払った全従業員(パート・アルバイトを含む)です。既に退職された方や給与収入が少額であった方の分も漏れなく提出してください。
 - 給与等を支払っていない場合は、焼津市への提出は不要です。

2 提出方法について

個人別明細書の提出について、令和4年度(令和3年分)までは1人につき2部(正副)提出とされていましたが、1部のみ提出に変更されました。

- ◎ 特別徴収仕切紙に記載した図の順序のとおり並べて提出してください。
 - 特別徴収対象者については、令和5年5月中旬に特別徴収義務者(事業所)宛てに「令和5年度市民税・県民税特別徴収税額決定通知書」を送付します。
- ◎ 総括表の報告人員と個人別明細書の枚数が一致しているか確認してください。
 - 同一人について複数枚ある場合(乙欄分の給与を別途支払っている等)、総括表への記載については人数でなく枚数により計上してください。
- ◎ 総括表及び個人別明細書の左上が⑤の用紙をご使用ください。
 - ⑤以外の用紙を使用する場合は、訂正する等、何年度(何年分)のものかわかるようにしてください。

◎ 他市または独自の総括表を利用して提出する場合は、焼津市の特別徴収義務者指定番号を記入するようにしてください。

◎ 全体を綴じる際は、ホチキスを使用せずクリップ又は輪ゴムを使用してください。

3 電子(eLTAX又は光ディスク等)による提出について

◎ 【普通徴収】項目に該当の入力がないものについては、特別徴収対象者として取り扱います。

◎ 【乙欄適用】項目に該当の入力があるものについては、普通徴収対象者として取り扱います。乙欄適用の者について、個人住民税を特別徴収対象者とする場合は、当該者分の【摘要】項目に「特別徴収対象」と記載してください。

◎ 普通徴収対象者分については、該当する切替理由の略号(普A~F;普通徴収仕切紙参照)を【摘要】項目に記入していただくこととされていますが、会計ソフトの仕様等により記載できない場合は、省略して差し支えありません。

◎ 電子と書面を併用する(退職者のみ書面とする等)場合は、書面の総括表の余白部に内訳(電子○人、書面○人)を記載してください。

◎ 令和3年中に所轄税務署へ提出すべきであった「給与所得の源泉徴収票」の枚数が100枚以上の事業所は、電子による提出が義務付けられています。

➤ eLTAX ホームページ [https:// www.eltax.lta.go.jp/](https://www.eltax.lta.go.jp/)

4 提出後の手続について

◎ 訂正により再度提出する場合は、総括表の上部及び個人別明細書の摘要欄に「訂正分」と補記してください。

◎ 給与支払報告書において特別徴収対象者としたものについて、退職等により普通徴収に切り替える場合は、「給与所得者異動届出書」を提出してください。

◎ 令和4年11月以降に、令和4年度分を特別徴収から普通徴収に切り替えたもの(一括徴収を含む)について、再雇用等により令和5年度分を特別徴収とする場合は、給与支払報告書において特別徴収対象者としたものであっても、「普通徴収から特別徴収への切替届出書」の提出をお願いいたします。

【問合せ先】

静岡県焼津市役所 課税課 市民税担当 電話(054)626-2149

